

空き家〇×クイズ 解答・解説

問題

- Q 1 台風で空き家の瓦が飛び、通行人がけがをした場合は建物所有者の責任は全くない。
- Q 2 空き家を適切に管理していないと土地の固定資産税が上がることもある。
- Q 3 長年空き家になっている隣地の枝木がこちらへはみ出している場合、令和5年4月から無断で切ってよい。
- Q 4 空き家を相続した場合、すぐに解体または売却しなければならない。
- Q 5 名古屋市で周辺の適切に管理されていない空き家について相談・通報できる窓口は区役所にある。

A 1 ×

建物管理者は空き家を適切に管理する義務があります。周囲に損害を与えてしまった場合、管理責任を問われ、損害賠償請求を受けるリスクがあります。

A 2 ○

適切に管理されず、周囲に著しい悪影響を及ぼすおそれがある場合等に「特定空家等」と判断されることがあります。自治体から「助言・指導」が行われ、それでも状況が改善しないときは「勧告」が出され、土地の固定資産税が最大で6倍になる場合があります。

A 3 ×

民法改正により、令和5年4月から

- ・ 樹木の所有者にはみ出している枝木について切るよう催告し、相当の期間内に相手が切らなかったとき
- ・ 樹木の所有者を知ることができない、または所在を知ることができないときは切ることができます。詳しくは弁護士等にご相談ください。

A 4 ×

解体や売却は義務ではありませんが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないような適切な管理が所有者の義務とされています。空き家を相続したことの登記について、現在は義務ではありませんが、令和6年4月より相続した不動産（土地・建物）の登記が義務化されます。

A 5 ○

個別の空家等のご相談 . . . 各区役所 地域力推進室
市の空家等対策に関すること

. . . 名古屋市役所 スポーツ市民局 地域振興課